

鉄道用地外における土地の立入り等及び
植物等の伐採等に関する運用指針

令和 3 年 10 月

国土交通省鉄道局

目次

I 総説	1
1 はじめに	1
2 適用範囲	1
3 定義	2
II 鉄道事業法第 22 条関係	3
1 はじめに	3
2 要件	3
3 手続	4
4 留意事項	5
III 鉄道事業法第 22 条の 2 関係	6
1 はじめに	6
2 要件	6
3 手続	8
4 方法	9
IV 補償関係	10
1 はじめに	10
2 損失補償	10
3 補償の裁定	11
V その他事項	13
附則	13

【添付資料 1-1】	土地立入又は一時使用フロー図	14
【添付資料 1-2】	土地立入許可申請書・土地一時使用許可申請書（例）	15
【添付資料 1-3】	交渉経過記載書類（例）	16
【添付資料 1-4】	土地立入計画書・土地一時使用計画書（例）	17
【添付資料 1-5】	地方運輸局長の許可書（例）	18
【添付資料 1-6】	鉄道事業者による通知書（例）	19
【添付資料 1-7】	公示送達（例）	20
【添付資料 1-8】	土地立入報告書・土地一時使用報告書（例）	21
【添付資料 2-1】	伐採等フロー図	22
【添付資料 2-2】	植物等伐採等許可申請書（例）	23
【添付資料 2-3】	交渉経過記載書類（例）	24
【添付資料 2-4】	伐採等計画書（例）	25
【添付資料 2-5】	地方運輸局長の許可書（例）	26
【添付資料 2-6】	鉄道事業者による通知書（例）	27
【添付資料 2-7】	伐採等報告書（例）	28
【添付資料 3-1】	補償フロー図	29
【添付資料 3-2】	裁定申請書（例）	30
【添付資料 3-3】	知事による被裁定申請者への通知書（例）	31
【添付資料 3-4】	知事による裁定の通知書（例）	32

I 総説

1 はじめに

近年、豪雨や台風などの自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、これらを一因として、鉄道用地への倒木が増加しているほか、落石等による被害も継続的に発生しており、鉄道用地外からの災害リスクが強く意識されている。しかしながら、これらの鉄道用地外に起因する災害は、鉄道事業者が管理していない土地から生じるため、鉄道事業者がリスクを十分に把握できていない、把握していても土地の所有者との関係や費用面などの問題から事前に有効な防災対策を講じることが困難といった課題がある。

また、被災した線路等の早期復旧のため、鉄道用地外の土地を資機材置場や作業場として一時的に使用する必要がある場合があるが、当該土地の所有者から一時使用に係る承諾が得られず、復旧に時間を要した事案も発生している。

こうした状況を受け、国土交通省において、学識経験者、鉄道事業者、関係団体、研究機関等からなる「鉄道用地外からの災害対応検討会」を設置し、他分野における制度事例や鉄道事業における課題等の整理及び検討を行い、令和2年12月に「鉄道用地外からの災害リスクへの提言」を取りまとめた。同提言においては、災害発生後の早期復旧のため、鉄道用地外の土地を一時的に使用できる制度や鉄道施設に障害を及ぼすおそれがあり、かつ、やむを得ないときにおいて、樹木の伐採等を可能とする制度の検討のほか、鉄道用地外からのリスク評価の実施や、土地の所有者との円滑な関係づくり等の取組をさらに進めていくべきであること等が示されている。

以上の検討経緯を踏まえ、防災機能の強化を推進するべく、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号。以下「一部改正法」という。）により鉄道事業法（昭和61年法律第92号。以下「法」という。）を改正し、国土交通大臣の許可を受けた場合にあっては、鉄道事業者による鉄道用地外の土地の立入り等及び植物等の伐採等を可能とする制度を創設した。

本運用指針は、本制度に関する要件や手続き等を明確化し、適正な執行を推進することを目的として策定したものであり、本運用指針のうち都道府県の事務に係る内容については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として示すものである。なお、鉄道用地外からの災害に対する取組は、従前から鉄道事業者と土地の所有者との任意交渉のもとで行われてきたものであり、本制度創設後も、このような交渉が前提となる¹。

2 適用範囲

本運用指針において対象とする規定（法第22条及び第22条の2）は近年の激甚化・頻発化する自然災害により、被害を受けている鉄道事業の安全で円滑な運行を確保する必要性に鑑み、鉄道事業者（法第7条第1項に規定する鉄道事業者をいう。以下同じ。）を対象としたものである。そのため、鉄道事業者と比較して利用者の範囲が限定される索道事業者（法第34条の2に規定する索道事業者をいう。）、専用鉄道設置者（法第39条第1項に規定する専用鉄道設置者をいう。）及び軌道経営者（軌道法（大正10年法律第76号）第3条第1項の特許を受けた者をいう。）は対象としていない。

なお、鉄道事業者による植物等の伐採等は、公共交通の確保の観点から認められるものであり、鉄道事業が廃止された区間における適用は認められないと解されるが、休止中の区間において、近い将来、鉄道事業を再開することが予定される場合には適用が認められる。

¹ 交渉にあたっては、鉄道事業者には、所有権に基づき、鉄道事業者の所有する鉄道施設に対する鉄道用地外からの災害が生じるおそれがある場合に、これを防止するための措置を相手側に求める権利（妨害予防請求権）が認められると解されることにも留意する。

3 定義

本運用指針において使用する主な用語の定義は、以下による。

- 「立入り等」とは、法第 22 条第 1 項に規定する土地の立入り又は一時使用をいう。
- 「植物等」とは、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する植物又は土石をいう。
- 「伐採等」とは、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する植物の伐採若しくは移植又は土石の除去をいう。
- 「鉄道線路等」とは、鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号。以下「規則」という。）第 37 条の 3 に規定する鉄道線路、運転保安設備及び電路設備をいう。
- 「土地の所有者等」とは、土地の所有者及び占有者をいう。

II 鉄道事業法第 22 条関係

(土地の立入り及び使用)

第 22 条 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を次に掲げる目的のため一時的に使用することができる。

一 材料置場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 1 項に規定する道路運送車両をいう。）の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置

2 鉄道事業者は、前項の規定により立ち入り、又は使用しようとするときは、やむを得ない理由がある場合を除き、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3～11 （略）

(解説)

1 はじめに

鉄道事業は、公益性の高い事業であるとともに、当該事業の実施には大規模な施設を必要とする。このため、法の制定当初から、一部改正法による改正前の法第 22 条において、鉄道施設についての調査、工事等を円滑に実施するため、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り又はその土地を一時材料置場として使用することを可能とする規定を設けていた。

一部改正法により、鉄道施設の迅速な災害復旧を可能とすることを目的として、土地の一時使用の用途として、天災、事変（テロ等をいう。）その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置を追加する改正を行った。ここでは、同条に関する要件及び手続等について解説する。

2 要件

法第 22 条に基づく土地の立入り等を行う要件は、「鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるとき」で、任意交渉によっても鉄道事業者と土地の所有者等との交渉が調わない又は交渉することができず土地の立入り等の承諾が得られない場合であり、一時使用の用途については材料置場又は災害時の早期復旧のための道路運送車両の置場、土石の捨場、作業場²若しくは索道の設置と規定している。

また、同条に基づく土地の立入り等については、他人の財産権を制限する性質であることから、その範囲及び期間は最小限に抑えることが求められ、原則として原状復旧が可能な範囲であることが望ましい。

【土地の所有者等と交渉が調わない例】

土地の所有者等が合理的な理由なく交渉を拒否している、又は交渉を行っているが社会通念に照らして著しく過大な補償を要求している等、交渉の進展の余地が小さく、当事者間での合意が困難と認められる場合。

【土地の所有者等と交渉することができない例】

土地の所有者等が不明な場合のほか、相続人が相続放棄の申述をしているときや、所有権について争いがある場合等、実質的に交渉を行うことのできない場合。

土地の所有者等が不明と断定する際には、鉄道事業者が「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン（第 2 版）」（平成 30 年 11 月国土交通省総合政策局総務課長通達）に示される調査方法に準じて調査を実施し、それでもなお当該土地の所有者等を知ることができない又はその所在を知ることができないことを確認することとする。ただし、災害時にあってはこの限りではない（V（P. 13）参照）。

² 作業を行うために必要となる通路については、作業場に含まれると解される。

3 手続

法第 22 条に基づく土地の立入り等に必要の手続は、①鉄道事業者からの立入等許可の申請、②地方運輸局長の許可³、③鉄道事業者による通知、④鉄道事業者からの立入り等に係る報告書の提出である。

(添付資料 1 - 1 「土地立入又は一時使用フロー図」参照)

① 鉄道事業者からの立入等許可の申請

法第 22 条に基づく土地の立入り等の権利は、鉄道事業者からの土地の立入又は一時使用許可申請に対して地方運輸局長が許可することにより発生する。従って、鉄道事業者は、土地の立入り又は一時使用を行う際には、地方運輸局長に対して、許可の申請を行う必要がある。

許可申請書には、氏名又は名称及び住所、立入り等の目的、土地の所在地、土地の所有者等の氏名又は名称及び住所、立入り等の期間及び許可申請の事情を記載し、当該土地を管轄する地方運輸局長に提出することとする。また、当該申請書には、当該土地の所有者等と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかつたときは、その理由を記載した書類）、当該土地の登記事項証明書（未登記の土地については、土地台帳の謄本。以下同じ。）その他の土地に関する権利関係を示す書類及び当該土地の所在地を記載した図面を添付することとする。上記の添付資料のうち、交渉した経過を記載した書類においては、法第 22 条に基づく手続きに先立ち、同条に基づく土地の立入り等に関する制度についての説明及び同条の規定による許可の申請を行うことを交渉の相手方に告知することを含めた交渉経過について、記載することとする。

また、許可の申請に際しては、土地の立入等に係る計画書をあわせて提出することとする。ただし、許可の申請時に提出することが難しい場合にあっては、遅くとも立入りを行う前日（前日が土・日曜日、祝日等の場合は、直近の営業日。）までに提出することとする。

立入等に係る計画書には、立入り等を行う土地の所在地、立入り等の予定期間、立入等の内容及び事故防止対策を記載することとする。

提出方法は、電子メール、郵送又は窓口持参のいずれかとする。

なお、立入り等の期間を延長する場合や範囲を拡大することとなった場合は、あらかじめ申請を行う必要がある。

(添付資料 1 - 2 「土地立入許可申請書・土地一時使用許可申請書 (例)」)

(添付資料 1 - 3 「交渉経過記載書類 (例)」)

(添付資料 1 - 4 「土地立入計画書・土地一時使用計画書 (例)」)

② 地方運輸局長の許可

土地の立入り等の権利は、地方運輸局長の許可により発生する公法上の権利である。地方運輸局長は、2 により土地の立入等の要件を満足していると判断した場合は、許可するものとする。

(添付資料 1 - 5 「地方運輸局長の許可書 (例)」)

③ 鉄道事業者による通知

鉄道事業者は、「やむを得ない理由がある場合を除き」、地方運輸局長の許可があった後、土地の立入り等の前に土地の占有者（占有者がいない場合は、土地の所有者。）に対し、法第 22 条に基づく土地立入等の許可があった旨、立入り等の目的、対象土地及び立入り等の日時を通知しなければならない。

「やむを得ない理由がある場合」とは、急迫の事情がある場合は該当せず、通知先が不明な場合や権利関係が特定できない場合など、土地の占有者に対する通知が困難である場合とする。なお、通知先が不明な場合は、公示による意思表示（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 98 条第 2 項）の手段により行うことも考えられる。

通知は土地の占有者に対して行えば足り、土地の所有者に対して行う必要はない。ただし、所有権について争いがある場合にあっては、通知するべき占有者を確定しがたい場合も考え

³ 法第 22 条の国土交通大臣の権限は地方運輸局長に委任されている（規則第 71 条第 10 号の 3）。

られることから、係争者全員に対して通知を行うこととする。

通知方法については、必ずしも書面による必要はなく、口頭でも差し支えないと解される（土地收用法施行令（昭和 26 年政令第 342 号）第 6 条）が、後日の紛糾を避けるためには書面による通知が推奨され、配達証明付き内容証明郵便と併せて特定記録を活用する等の措置を講じることが望ましい。

意思表示の「到達」は、相手方が実際に意思表示を了知することまでは要求されず、相手方がその意思表示を了知できるような状態（相手の支配圏内）に置かれることで足りるとされており⁴、たとえば、相手方の郵便受けに通知が入っている場合には、当該通知は相手方に到達したものと考えられる。また、書状等が相手方本人に手交される必要はなく、同居の親族に手交されれば足りるとされている⁵。その他、内容証明郵便が不在返戻された事例において、不在配達通知書の記載により相手方が郵便物の内容を十分に推知することができ、かつ、郵便物が容易に受領可能な場合には、遅くとも留置期間の満了時に「到達」したものとされた例がある⁶。

この通知は権利行使の要件であることから、通知の対象者が明らかであり、かつ、不在ではないにもかかわらず、通知を行うことなく土地の立入り等があった場合は、その行為は不法行為（民法第 709 条）となり、事後に通知したとしても、同様である。ただし、この通知は効力発生要件ではないので、これを欠いても地方運輸局長の許可には影響を与えない。

（添付資料 1－6「鉄道事業者による通知書（例）」）

（添付資料 1－7「公示送達（例）」）

④ 鉄道事業者からの立入り等に係る報告書の提出

鉄道事業者は、土地の立入り等を行った後、すみやかに、立入り等を行った土地の所在地、立入り等の期間及び立入り等の結果等を記載した立入り等に係る報告書を当該土地を管轄する地方運輸局長に提出することとする。

（添付資料 1－8「土地立入報告書・土地一時使用報告書（例）」）

4 留意事項

土地の立入り等の際して、地方運輸局長の許可を受けている場合であっても、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の関係法令に基づく手続きが必要な場合には、従前どおり手続きを行う必要があることに留意するものとする。

なお、保安林において、非常災害に際し、緊急の用に供するために立木の伐採や土地の形質の変更等の行為をする場合は、森林法に基づく許可を要しないが、事後に、都道府県知事に届出書の提出をしなければならないため、必要に応じて都道府県森林担当部局に相談することが望ましい。

⁴最高裁判所判決昭和 36 年 4 月 20 日

⁵大審院判決 明治 45 年 3 月 13 日

⁶最高裁判所判決平成 10 年 6 月 11 日

Ⅲ 鉄道事業法第 22 条の 2 関係

(植物等の伐採等)

第 22 条の 2 鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。

2 鉄道事業者は、前項の規定により植物を伐採し、若しくは移植し、又は土石を除去するときは、あらかじめ、その植物又は土石の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採若しくは移植又は除去の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 (略)

(解説)

1 はじめに

一部改正法により、鉄道用地外からの倒木や土石流入による事故及び輸送障害を未然に防止することを目的として、植物等の伐採等を可能とする制度を創設した。これは、鉄道事業が公益性の高い事業であり、近年の激甚化・頻発化する災害時においても、安全で円滑な交通を確保することが求められることを踏まえ、鉄道事業者に対して公法上の権利を付与し、植物等の伐採等を可能とする規定を新設したものである。ここでは、同条に関する要件及び手続等について解説する。

2 要件

「植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる」要件は、①「輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合」又は②「当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合」であり、かつ、いずれも植物等の伐採等が③「やむを得ないとき」である。

また、同条に基づく植物等の伐採等については、他人の財産権を侵害するものであることから、その範囲は最小限に抑えることが求められる。

① 「輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合」

「輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるもの」とは、施設の特性や過去の被災状況を踏まえ、規則第 37 条の 3 において、鉄道線路、運転保安設備及び電路設備を規定している。

「障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合」とは、倒木や土石流入によって鉄道線路等が寸断されている場合は当然に該当するが、「障害を及ぼすおそれがある場合」の例としては以下のものが挙げられる。

- ・ 建築限界（鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号。以下「技術基準省令」という。）第 20 条に基づき、鉄道事業者が定めることとしている空間をいう。以下同じ。）が確保されていない
- ・ 離隔距離（技術基準省令第 42 条及び第 46 条第 3 項に基づき、鉄道事業者が確保することとしている架空電車線路等や送配電線と植物との距離をいう。以下同じ。）が確保されていない
- ・ 植物の成長によって、建築限界又は離隔距離に抵触することが近く見込まれる（なお「近く」の期間は、許可等の手続及び伐採に要する期間、植物の種類や生育特性等を十分考慮する必要がある。）
- ・ 植物の傾斜状況又は腐朽状況から倒木のおそれがある、斜面状況（小石の転石状況等）から落石のおそれがあるものなど、鉄道線路等に障害を及ぼす可能性が高い
- ・ 過去に植物等による障害が発生し、その周辺でも同様の障害を及ぼす可能性が高い

- ② 「当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合」
「当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事」とは、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事全般をいうが、新線建設は含まれない。
- ③ 「やむを得ないとき」
「やむを得ないとき」とは、ア「伐採等以外に合理的な方法がない場合」において、イ「植物等の所有者と交渉が調わないとき又は交渉することができないとき」をいう。

ア 伐採等以外に合理的な方法がない場合

植物等の伐採等を行うことなく植物等による障害を除去又は未然に防止するためには、一般的には、ルート変更や防護施設等の設備対応が必要となる。これらの整備に要する期間は長期に及び、又は費用が多額になり、時間的又は経済的に対応が不可能又は著しく困難と解される。したがって、植物等による障害・支障を除去するためには、一般的には伐採等以外に方法はなく、「やむを得ないとき」に該当する。

植物等の伐採等にあたっては、法第 22 条の 2 以外の法的措置も実施され得るが、同条は鉄道事業の高度な公益性に鑑み、鉄道事業者に認められた公益事業特権である。したがって、同条以外の法的措置により、植物等による障害の除去を行う余地があるとしても、同条に基づく手続を選択することは妨げられない。

なお、伐採と移植の選択については、移植先の確保や枯損の問題があることから、一般的には伐採を選択して差し支えない。ただし、移植が物理的に可能であって、当該植物の特性（地域の信仰の対象である等）や経済性の観点から移植に合理性がある場合には、移植を選択することも考えられる。

イ 植物等の所有者と交渉が調わないとき又は交渉することができないとき

植物等の所有者と交渉が調わない又は交渉をすることができないことによって、植物等による障害を除去できない状況を放置することは、公共交通の確保の観点から適切ではない。

植物等の所有者との交渉の余地があるうちは交渉を継続する必要があるが、以下のような場合に該当するときは、「植物等の所有者と交渉が調わないとき又は交渉することができないとき」に該当すると解される。なお、法第 22 条の規定による土地への立入り等を行った場合、その立入り等を行う前に、植物等の所有者と伐採等に関する交渉を行っていた場合において、その交渉は「植物等の所有者と交渉が調わないとき又は交渉することができないとき」の要件の充足を判断する上での一要素として考慮される。

【植物等の所有者と交渉が調わないときの例】

植物等の所有者が合理的な理由なく交渉を拒否している、又は交渉を行っているが社会通念に照らして著しく過大な補償を要求している等、交渉の進展の余地が小さく、当事者間での合意が困難と認められる場合。

【植物等の所有者と交渉することができないときの例】

植物等の所有者が不明な場合のほか、相続人が相続放棄の申述をしているときや、所有権について争いがある場合等、実質的に交渉を行うことのできない場合。

植物等の所有者が不明と断定する際には、植物等の所有者は植物等が位置する土地の所有者である場合が多いことを踏まえ、鉄道事業者が「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン（第 2 版）」に示される調査方法に準じて調査を実施し、それでもなお当該土地の所有者を知ることができない又はその所在を知ることができないことを確認することとする。ただし、災害時にあってはこの限りではない（V（P. 13）参照）。

3 手続

法第 22 条の 2 に基づく伐採等に必要な手続は、①鉄道事業者からの伐採等許可申請、②地方運輸局長の許可⁷、③鉄道事業者による通知及び④鉄道事業者からの植物等の伐採等に係る報告書の提出である。

(添付資料 2 - 1 「伐採等のフロー図」参照)

① 鉄道事業者からの伐採等許可申請

法第 22 条の 2 に基づく伐採等の権利は、鉄道事業者からの伐採等許可申請に対して地方運輸局長が許可することにより発生する。従って、鉄道事業者は、植物等の伐採等を行う際には、地方運輸局長に対して、許可の申請を行う必要がある。

許可申請書には、氏名又は名称及び住所、植物等の伐採等の目的、植物等の所有者の氏名又は名称及び住所、植物等の伐採等の方法、植物等の伐採等の時期及び許可申請の事情を記載し、当該土地を管轄する地方運輸局長に提出することとする。また、当該申請書には、当該植物等の所有者と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかつたときは、その理由を記載した書類）、植物の伐採又は移植にあつては、当該立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類、当該土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類、当該植物等の所在地、数量及び状態を示す書類及び図面を添付することとする。上記の添付資料のうち、交渉した経過を記載した書類においては、法第 22 条の 2 に基づく手続きに先立ち、同条に基づく植物等の伐採等に関する制度についての説明及び同条の規定による許可の申請を行うことを交渉の相手方に告知することを含めた交渉経過について、植物等の状態を示す書類においては、植物等が鉄道線路等に障害を及ぼすおそれがある場合は、その詳細について記載することとする。

また、許可の申請に際しては、植物等の伐採等に係る計画書をあわせて提出することとする。ただし、許可の申請時に提出することが難しい場合にあつては、遅くとも立入りを行う前日（前日が土・日曜日、祝日等の場合は、直近の営業日）までに提出することとする。

植物等の伐採等に係る計画書には、伐採等の予定期間、実施内容、伐採等の方法及び事故防止対策を記載することとする。

提出方法は、電子メール、郵送又は窓口持参のいずれかとする。

なお、伐採等を行う植物等の数量や範囲を拡大することとなった場合は、あらためて申請を行う必要がある。

(添付資料 2 - 2 「植物等伐採等許可申請書 (例)」)

(添付資料 2 - 3 「交渉経過記載書類 (例)」)

(添付資料 2 - 4 「伐採等計画書 (例)」)

② 地方運輸局長の許可

伐採等の権利は、地方運輸局長の許可により発生する公法上の権利である。地方運輸局長は、2 により伐採の要件を満足していると判断した場合は、許可するものとする。

(添付資料 2 - 5 「地方運輸局長の許可書 (例)」)

③ 鉄道事業者による通知

鉄道事業者は、地方運輸局長の許可があつた後、伐採等の前に植物等の所有者に対し、法第 22 条の 2 に基づく伐採等の許可があつた旨、植物等の所在する地点、植物等の種類及び数量、伐採等の日時、伐採等の方法、伐採等を行った後の措置について通知しなければならない。

通知の対象は、植物等の所有者（真実の所有者）に対して行えば足り、占有者に対して行う必要はないが、所有権について争いがある場合及び植物等の所有者が不明である場合の取扱い、通知方法並びに通知せずに伐採等があつた際の取扱いについては、「Ⅱ 鉄道事業法第 22 条関係」と同様である。

ただし、植物等の所有者が旅行中等の事情により、相手方が不在の場合には、伐採等が行われた後、遅滞なく通知することとする（法第 22 条の 2 第 2 項ただし書）。また、植物等の

⁷ 法第 22 条の 2 第 1 項の国土交通大臣の権限は地方運輸局長に委任されている（規則第 71 条第 10 号の 4）

所有者が所在不明の場合等には、伐採等を行った後においても確知後遅滞なく通知するとともに、占有者や使用収益権⁸を有する者が明らかな場合においては、平穏な権利関係を構築する観点から、必要に応じて当該者に通知することが望ましい。

(添付資料2-6「鉄道事業者による通知書(例)」)

④ 鉄道事業者からの植物等の伐採等に係る報告書の提出

鉄道事業者は、植物等の伐採等を行った後、すみやかに、伐採等を行った日時、伐採等の方法、伐採後の措置等を記載した伐採等報告書を当該土地を管轄する地方運輸局長に提出することとする。

(添付資料2-7「伐採等報告書(例)」)

4 方法

① 伐採等の方法

植物の伐採については、原則として枝打ち⁹又は芯止め¹⁰とする。ただし、合理的な理由がある場合(伐採技術上、枝打ち又は芯止めに危険が伴う場合、植物の成長が早く枝打ち又は芯止めでは短期間の内に再度伐採が必要となる場合等)は、根元伐採を行うことができる。なお、伐採方法の選定にあたっては、植物の種類や生育特性等を総合的に考慮するものとする。

立木の伐採に際して、地方運輸局長の許可を受けている場合であっても、関係法令に基づく手続きが必要な場合には、従前どおり、関係法令に基づく手続きが必要になることに留意するものとする。

土石の除去については、必要最小限の範囲で行うこととし、除去後の斜面の形状が変化する場合には、鉄道事業者は、あらかじめ土石が所在する斜面を管轄する関係機関に対して、個別に相談し、必要に応じて斜面对策を行うものとする。

② 伐採等を行った植物等の帰属

同条に基づく伐採等については、鉄道事業者は伐採等を行う権利が与えられるにとどまり、植物等の所有権は従来の植物等の所有者に帰属する。

③ 作業の委託

伐採等に係る権限を行使できる主体は鉄道事業者のみであるが、実際に当該権限に基づく伐採等の作業を行う際には、鉄道事業者は当該作業を他の者に委託することができる。

⁸ 関係者が明らかな場合には、広く解することが望ましいが、たとえば、農地法(昭和27年法律第229号)においては、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいうものとされている(同法第2条第2項第2号イ)。

⁹ 立木の枝を切り落とす伐採方法。

¹⁰ 立木の主幹を切り落とし、成長を抑制する伐採方法。

IV 補償関係

(土地の立入り及び使用)

第 22 条 (略)

2 (略)

- 3 鉄道事業者は、第 1 項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。
- 4 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。
- 5 第 3 項の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わな
いとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、都道府県知事の裁定を申請する
ことができる。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に
通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。
- 7 都道府県知事は、第五項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなけれ
ばならない。
- 8 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び
方法を定めなければならない。
- 9 第 5 項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日か
ら 6 月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
- 10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
- 11 第 5 項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定
についての不服の理由とすることができない。

(植物等の伐採等)

第 22 条の 2 (略)

2 (略)

- 3 前条第 3 項から第 11 項までの規定は、第 1 項の規定による植物の伐採若しくは移植又は
土石の除去について準用する。

(解説)

1 はじめに

一部改正法による改正前の法第 22 条第 1 項の規定による土地の立入り等に係る損失補償に
関する事項については、同条第 3 項から第 11 項までに規定しており、これらの規定は一部改正
法による改正後も存置している。

今般、同条の一時使用の用途を拡充するとともに、一部改正法による改正後の法第 22 条の 2
において植物等の伐採等の規定を設けたのであるが、これらに係る損失補償に関する事項につ
いても、法第 22 条第 3 項から第 11 項までの規定を準用することとしている。

ここでは、法第 22 条及び第 22 条の 2 の規定による措置に係る損失補償に関する事項につ
いて解説する。

2 損失補償

植物等の伐採等により損失が発生した場合には、通常生じる損失¹¹を補償しなければなら
ない。補償額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成 13 年 1 月 6 日国土
交通省訓令第 76 号)を準用し、算定する。補償金の請求期間については、被補償者(植物等の
所有者)が補償金を受けることのできる期間は、一般原則(民法第 724 条)に従うこととする。

¹¹ 損失の算定にあたっては、鉄道事業者には、所有権に基づき、鉄道事業者の所有する鉄道施設に対する鉄道用地外からの災
害が生じるおそれがある場合に、これを防止するための措置を相手側に求める権利(妨害予防請求権)が認められるほか、
仮に鉄道用地外からの災害により損害が生じた場合には、これを除くための措置を相手側に求める権利(妨害排除請求権)
が認められると解されることにも留意する。

3 補償の裁定

損失補償について、当事者間の協議をすることができず、又は協議が調わない場合には、鉄道事業者又は損失を受ける者（土地や植物等の所有者等）は、損失補償について知事の裁定を求めることができる。

① 裁定申請の要件

裁定申請の要件は、損失補償について、「協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき」である。ここでいう「協議が調わないとき」とは、土地や植物等の所有者が合理的な理由なく協議を拒否している、又は協議を行っているが、社会通念に照らして著しく過大に補償を要求している等、協議の進展の余地が小さく、当事者間での合意が困難と認められる場合をいう。また、「協議をすることができないとき」とは、土地や植物等の所有者が不明の場合等をいい、協議ができるにもかかわらず協議しないときは含まれない。

② 裁定の手続

裁定の手続は、ア 当事者からの申請、イ 知事による当事者への通知、ウ 答弁書の提出、エ 裁定である。

(添付資料 3-1 「補償フロー図」参照)

ア 当事者からの申請

鉄道事業者又は損失を受けた者は、損失補償について知事に対し裁定を申請することができる。その申請は書面により行う。ただし、各都道府県において個別の定めがある場合にはこれに従うこととする。

(添付資料 3-2 「裁定申請書 (例)」)

イ 知事による当事者への通知

裁定申請を受理した場合、知事は、答弁書を提出する機会を与えるため、その旨を他の当事者へ通知する。通知内容は、申請があった旨だけでなく申請の内容も含まれる。

なお、相手方が所在不明等のため通知先の氏名・住所等を確知できない場合には、通知ではなく公告により行う。具体的な方法は、民事訴訟法に定める公示送達により行う（民法第 98 条第 2 項）。答弁書提出期間は、通知の到達予定日又は公告日から 15 日程度が妥当と解される¹²。

(添付資料 3-3 「知事による被裁定申請者への通知書 (例)」)

ウ 答弁書の提出

当事者は、答弁書を提出することができるが、裁定において対象となるのは損失補償に関する事項に限られ、「伐採等許可に反対する」「伐採等許可は不当である」等の伐採等許可そのものに係る主張は裁定の対象とならない。知事は、答弁書の内容について疑義がある場合や、その内容について他方当事者の主張を確認する必要がある場合等には、必要に応じ当事者から意見を聴取することができる。

エ 裁定

知事は、答弁書等による当事者の主張も斟酌したうえで、独自の判断により裁定を行う。裁定においては、補償金の額並びにその支払い時期及び方法を定める。また、知事は、裁定後遅滞なく、裁定があった旨及びその内容を当事者へ通知する。ただし、相手方が所在不明等のため通知先の氏名・住所等を確知できない場合には、通知ではなく、公示送達により行う。

(添付資料 3-4 「知事による裁定の通知書 (例)」)

¹² 法と同様に植物の伐採等に係る裁定の規定を有する電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 63 条の規定による裁定については、「電気事業法第 61 条に基づく植物の伐採等に関する指針」（令和 2 年 6 月経済産業省策定）において意見書提出期間を 15 日程度としている。

③ 救済手続

裁定について不服がある者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき審査請求をすることができ、又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づき処分取消しの訴えを提起することができる。

ア 審査請求

知事の処分又は不作為について不服がある者は、事務の適正処理の確保の必要性等の観点から知事に対し審査請求を行うことができる。

イ 当事者訴訟

裁定のうち損失補償金額に不服がある者は、通知の日（到達日）から 6 ヶ月以内に、他の当事者（被補償者が提訴する場合は鉄道事業者）を被告として訴訟によってその金額の増減を請求することができる。被告は他の当事者であり、裁定を行った知事は被告とはならない。

ウ 抗告訴訟

知事の裁定に不服がある者は、その取消又は無効の確認を求めて行政訴訟を提起することができる。

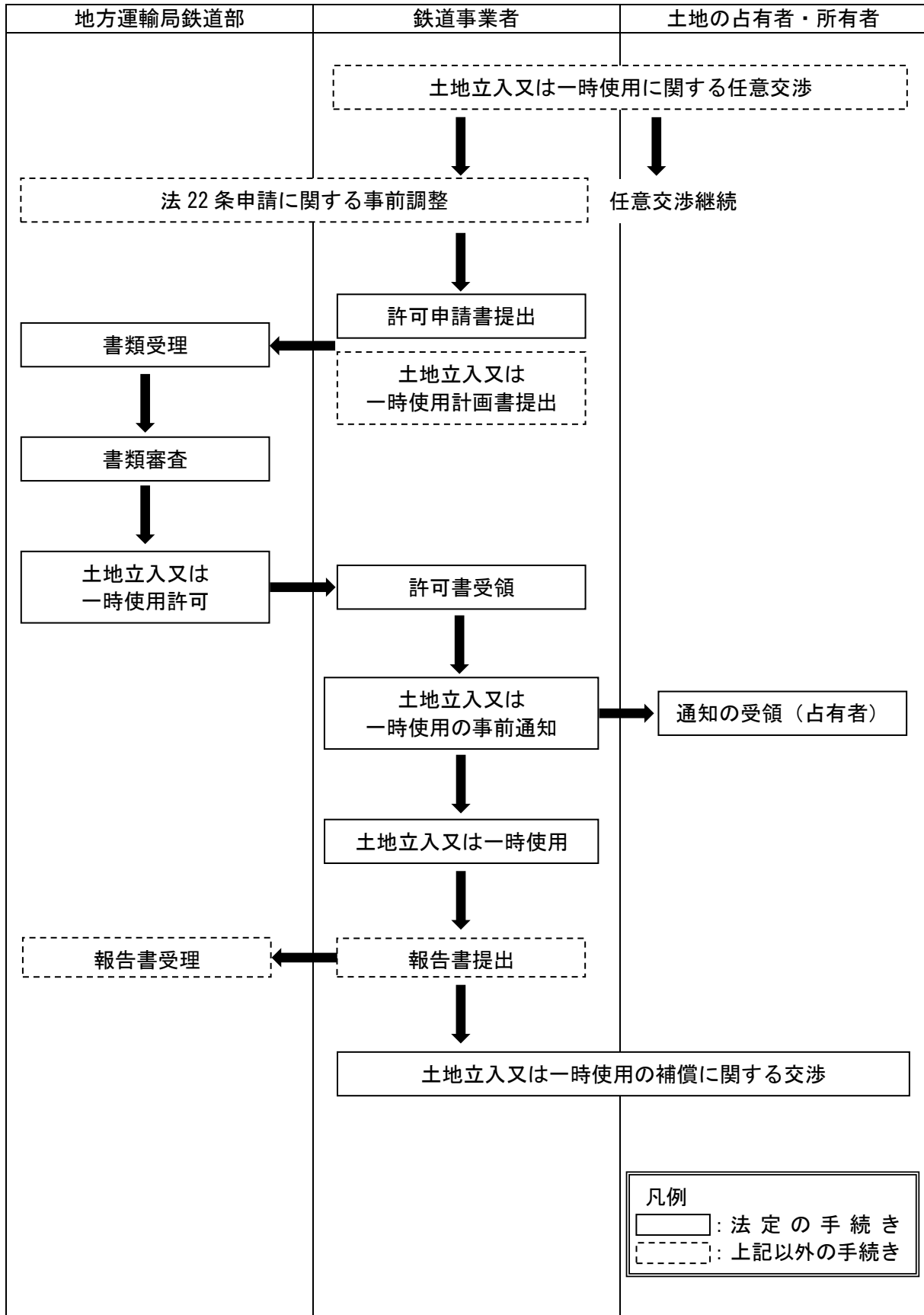
V その他事項

- 2以上の地方運輸局長の管轄区域にわたる事案については、鉄道事業者は、規則第79条に基づき、当該事案の主として関係する土地を管轄する地方運輸局長に申請書等を提出することとし、関係地方運輸局長は、「地方運輸局長の管轄区域に関する取扱いについて」（昭和62年4月1日 官鉄業第6号・官鉄保第2号・官鉄施第5号・地鉄第57号・地車第68号・地施第79号・貨陸第64号の1 国有鉄道改革推進総括審議官・地域交通局長・貨物流通局長から地方運輸局長あて通達）第2項（3）に基づき、当該事案の処理について協議の上、所轄地方運輸局長（当該事案の主として関係する土地を管轄する地方運輸局長）が主として処分を行うこととする。
- 災害が発生した際には、早期復旧を図る観点から、迅速な対応が求められる。そこで、災害時に限り、以下の特例措置を適用することとする。
 - ・ 土地の所有者等又は植物等の所有者が不明である場合、「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン（第2版）」に示される調査方法に準じて実施することとしている調査については、災害対応終了後、遅延なく実施することをもって足りることとする。

附則

本運用指針は、令和3年11月1日から適用する。

【添付資料 1 - 1】土地立入又は一時使用フロー図



【添付資料 1 - 2】 土地立入許可申請書・土地一時使用許可申請書（例）

年 月 日

〇〇地方運輸局長 殿

氏名又は名称
住 所

土地立入（又は一時使用）許可申請書

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり土地の立入り（又は一時使用）に係る許可を受けたいので申請します。

立入り（又は一時使用）の目的	〇〇鉄道〇〇線の〇〇駅—〇〇駅間の隣接用地における鉄道線路に障害を及ぼすおそれがある植物の調査のための立入り
土地の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
土地の所有者の氏名又は名称及び住所	〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
土地の占有者の氏名又は名称及び住所	〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
立入り（又は一時使用）の期間	許可後〇日間
許可申請の事情	〇〇鉄道〇〇線の〇〇駅—〇〇駅間において、鉄道施設に障害を及ぼすおそれがある植物が確認された。 植物の詳細な調査を行うため、土地所有者及び植物の所有者と交渉を行ったが、土地への立入りの了解が得られない状態にある。 当該区間において障害が発生した際には、約〇〇本の運休と約〇〇人への影響が想定されることから、申請に至ったものである。

注 1 当該土地の所有者等と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかったときは、その理由を記載した書類）、当該土地の登記事項証明書（未登記の土地については土地台帳の謄本）その他の土地に関する権利関係を示す書類及び当該土地の所在地を記載した図面（※）を添付すること。
※図面において、立入り等を行う範囲及びその根拠を明示すること。

注 2 「土地の所有者の氏名又は名称及び住所」及び「土地の占有者の氏名又は名称及び住所」欄については、土地の所有者等が不明な場合であって、「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン（第 2 版）」（平成 30 年 11 月国土交通省総合政策局総務課長通達）に準じて調査を実施し、それでもなお土地の所有者等を知ることができない又はその所在を知ることができない場合に限り「不明」と記載すること。ただし、災害時にあってはこの限りではない。

【添付資料 1 - 3】交渉経過記載書類（例）

対象土地の所有者等と交渉した経過を記載した書類

交渉年月日 相手方 (交渉場所)	交渉内容

※交渉においては、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条に基づく土地の立入り等に関する制度についての説明及び同条の規定による許可の申請を行うことを交渉の相手方に告知することとし、表において説明及び告知を行った年月日及び相手方を明示すること。

以上

【添付資料 1 - 4】 土地立入計画書・土地一時使用計画書（例）

年 月 日

〇〇地方運輸局長 殿

氏 名（氏名又は名称）

土地立入（又は一時使用）計画書

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請する土地の立入り（又は一時使用）について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 立入（又は一時使用）所在地
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
- 2 立入（又は一時使用）予定期間
年 月 日 時から 年 月 日 時まで
- 3 立入（又は一時使用）内容
支障となる恐れのある植物（樹木）について、以下の調査・測量を実施する。
 - （1）植物（樹木）の樹種、太さ（胸高直径）、樹高の調査
 - （2）植物（樹木）の平面位置と鉄道施設との離隔距離の測量
 - （3）該当植物へのナンバリング（管理のための番号を記載した標識を各植物に表示）
 - （4）植物（樹木）の平面位置を確定するための基準点杭の埋設
 - （5）その他、当該植物（樹木）の記録写真撮影等必要な調査
- 4 事故防止対策
 - （1）作業前に従事者の服装、工具等を点検し、作業責任者から注意を与える。
 - （2）全員に対し安全帽を着用させる。
- 5 添付資料
 - （1）立入作業従事者名簿
 - （2）接近木調査工程表
 - （3）植物（樹木）の離隔測量方法

以上

【添付資料 1 - 5】 地方運輸局長の許可書（例）

(文書番号)
年 月 日

氏 名（氏名または名称） 殿

〇〇地方運輸局長

土地立入（又は一時使用）の許可について

年 月 日付け [文書番号] で申請のありました土地立入り又は一時使用については、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 立入り又は使用の目的
鉄道施設に障害を及ぼすおそれがある植物の調査
- 2 対象土地
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
- 3 立入り又は一時使用期間
年 月 日 から 年 月 日 まで

【添付資料 1 - 6】 鉄道事業者による通知書（例）

年 月 日

（土地占有者） 殿

氏 名（氏名又は名称）

土地立入（又は一時使用）について（通知）

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条第 1 項の規定により、〇〇地方運輸局長の許可を受け、下記のとおり土地の立入（又は一時使用）を行いますので、同条第 2 項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 立入り又は一時使用の目的
対象土地内の植物が鉄道施設に接近しているため、鉄道施設との距離測量を実施するため
- 2 対象土地
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
- 3 立入り又は一時使用日時
年 月 日 時から 年 月 日 時まで
※ただし、降雨等のため実施不可の場合は順延する。
- 4 添付書類
土地立入（又は一時使用）の許可について（写）

【添付資料 1 - 7】 公示送達（例）

事件番号 ○○○
○○○○○○○事件
申立人 ○○ ○○
相手方 ○○ ○○

公 示 送 達

年 月 日

○○ ○○ 様

○○簡易裁判所 民事第○室
裁判所書記官 ○○ ○○

頭書の事件について、あなたに対する下記の書類は、当書記官室に保管してありますので、出頭の上その交付を受けてください。

記

通知書（ 年 月 日付け）

※ 通知書は添付資料 1 - 5 「鉄道事業者による通知書（例）」を参照のこと。

【添付資料 1 - 8】土地立入報告書・土地一時使用報告書（例）

年 月 日

〇〇地方運輸局長 殿

氏 名（氏名又は名称）

土地立入（又は一時使用）報告書

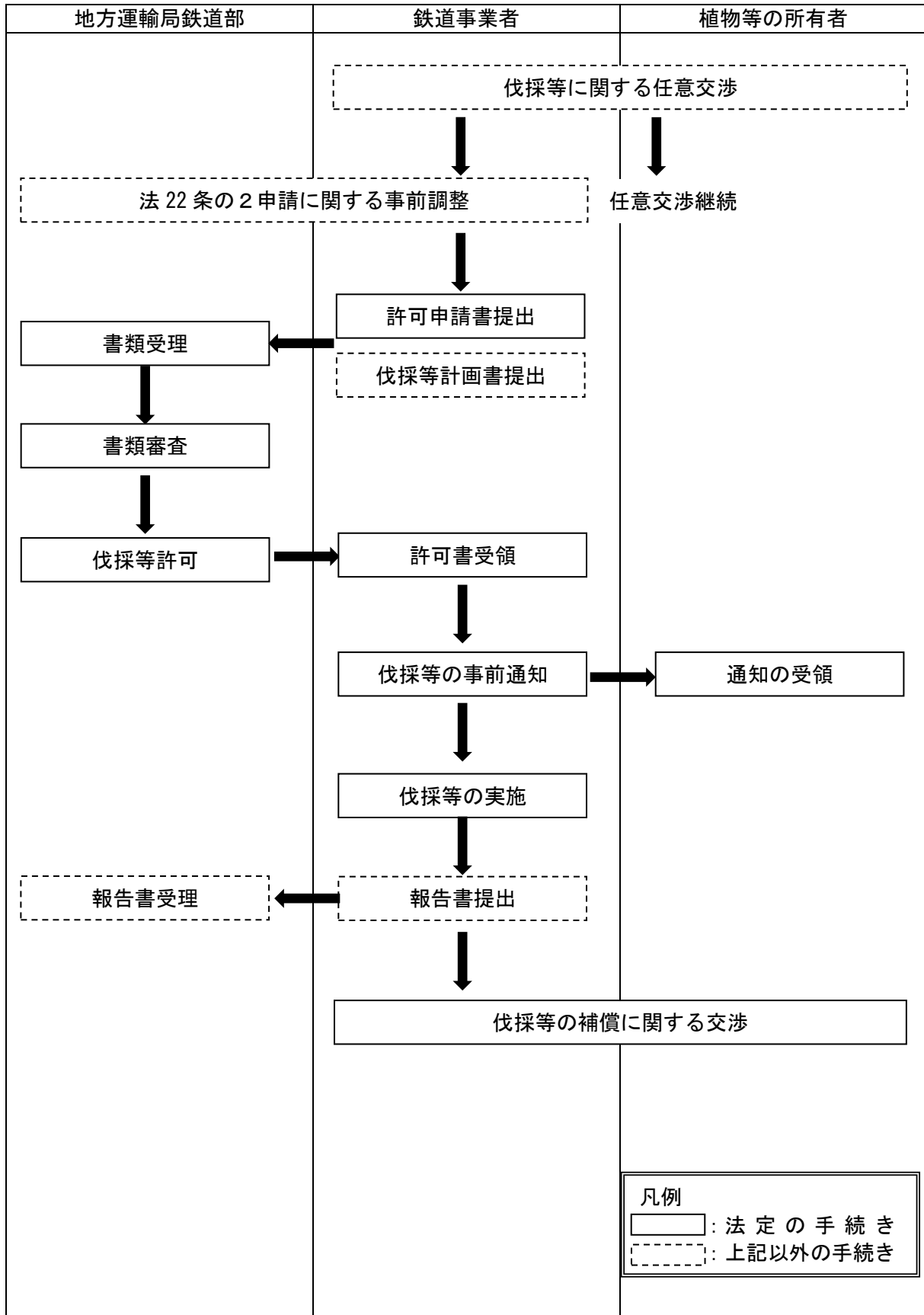
鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、年 月 日
付け〔文書番号〕をもって許可を受けた、土地の立入り（又は一時使用）について、下記のと
おり実施しましたので、結果を報告します。

記

- 1 立入（又は一時使用）所在地
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
- 2 立入（又は一時使用）期間
自) 年 月 日
至) 年 月 日
- 3 立入（又は一時使用）結果
計画書に記載した「3 立入（又は一時使用）内容」の通り。
- 4 その他報告事項
- 5 添付資料
(1) 現場状況写真（立入り又は一時使用の状況及びその前後の状況が分かる写真）

以上

【添付資料 2 - 1】 伐採等フロー図



【添付資料 2 - 2】植物等伐採等許可申請書（例）

年 月 日

〇〇地方運輸局長 殿

氏名又は名称
住 所

植物等伐採等許可申請書

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり植物等の伐採等許可を受けたいので申請します。

植物等の伐採等の目的	〇〇鉄道〇〇線の〇〇駅—〇〇駅間において、鉄道線路に障害を及ぼすおそれがある植物及び土石が存在するため、伐採及び除去によりその解消を図る。
植物等の所有者の 氏名又は名称及び住所	〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
植物等の伐採等の方法	植物については、芯止め又は枝打ちの方法により伐採する。ただし、伐採作業に危険が伴う場合は根元伐採とする。 土石については、除去する。
植物等の伐採等の時期	許可後〇日間
許可申請の事情	当該植物及び当該土石については、当社の鉄道施設に障害を及ぼすおそれがあるため、所有者と再三、伐採等の交渉を行ったが、相手方は高額な補償金を要求して交渉が調わず、このまま放置すれば事故・輸送障害の発生が予想されるため、やむを得ず許可申請に至ったものである。

注 1 当該植物等の所有者と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかったときは、その理由を記載した書類）、当該立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類（植物の伐採又は移植の場合）、当該土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類、当該植物等の所在地、数量及び状態を示す書類（※）及び図面を添付すること。

※植物等が鉄道施設に障害を及ぼすおそれがある場合は、当該書類において、その詳細について記載すること。

注 2 「植物等の所有者」欄については、植物等の所有者が不明な場合であって、「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン（第 2 版）」（平成 30 年 11 月国土交通省総合政策局総務課長通達）に準じて調査を実施し、それでもなお当該土地の所有者を知ることができない又はその所在を知ることができない場合に限り「不明」と記載すること。ただし、災害時にあってはこの限りではない。

【添付資料 2 - 3】交渉経過記載書類（例）

対象植物等の所有者と交渉した経過を記載した書類

交渉年月日 相手方 (交渉場所)	交渉内容

※交渉においては、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 に基づく植物等の伐採等に関する制度についての説明及び同条の規定による許可の申請を行うことを交渉の相手方に告知するとし、表において説明及び告知を行った年月日及び相手方を明示すること。

以上

【添付資料 2 - 4】 伐採等計画書（例）

年 月 日

〇〇地方運輸局長 殿

氏 名（氏名又は名称）

植物等伐採等計画書

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき申請する植物等の伐採等について、下記のとおり届け出ます。

記

1 伐採等の予定期間

年 月 日（○） ～ 年 月 日（○）

作業時間帯（毎日）○時から○時まで

※ただし、降雨等のため実施不可の場合は順延する。

2 実施内容

許可対象植物等について、状況の確認を行い、伐採等および写真撮影を実施する。

なお、当該樹木を伐採するために支障となる樹木の伐採についても、伐採および写真撮影を実施する。

3 伐採等の方法

（1）作業者 「伐採等作業従事者名簿」の当社および委託先会社職員とする。

（2）伐採範囲 「対象植物明細書」に記載のとおりとする。

（3）伐採位置 法定離隔+〇年間の平均成長分を見込んだ位置とする。

ただし、作業の危険を伴う場合は、根切り伐採とする。

4 事故防止対策

（1）作業前に従事者の服装、工具等を点検し、作業責任者から注意を与える。

（2）全員に対し安全帽を着用させる。

（3）高所作業者については、全員に胴綱を使用させる。

5 添付書類

（1）伐採等作業従事者名簿

（2）伐採等施工管理体制図

（3）対象植物等明細書及び工程表

（4）対象植物等伐採等方法明細書

以上

【添付資料 2 - 5】 地方運輸局長の許可書（例）

(文書番号)
年 月 日

氏 名（氏名又は名称） 殿

〇〇地方運輸局長

植物等の伐採等の許可について

年 月 日付け〔文書番号〕で申請のありました植物等の伐採等については、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

なお、伐採等を行った後、損失補償について植物等の所有者と協議してください。

記

- 1 植物等の所在する地点
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
- 2 植物等の種類及び数量
(植物) 杉：〇〇本、檜：〇〇本 合計〇〇本
(土石) 土石：〇個、最大辺〇m、約〇〇m³

【添付資料 2 - 6】 鉄道事業者による通知書（例）

年 月 日

（植物等所有者） 殿

氏 名（氏名又は名称）

植物等の伐採等について（通知）

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定により、〇〇地方運輸局長の許可を受け、下記のとおり植物等の伐採等を行いますので、同条第 2 項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 植物等の所在する地点
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
- 2 植物等の種類及び数量
（植物） 杉：〇〇本、檜：〇〇本、広葉樹：〇〇本 合計〇〇本
（土石） 石：〇〇個、土石：約〇〇m³
- 3 伐採等の日時
年 月 日 時から 年 月 日 時まで
（天候により立入りの日時が変更となる場合があります）
- 4 伐採等の方法
植物については、芯止め又は枝打ちの方法により伐採する。ただし、伐採作業に危険が伴う場合は根元伐採とする。土石については、除去する。
- 5 伐採等を行った後の措置
（1）伐採した植物は〇〇〇に集積する。
（2）伐採した植物等の補償については、後日協議する。
- 6 添付書類
植物等の伐採等許可について（写）

【添付資料 2 - 7】 伐採等報告書（例）

年 月 日

〇〇地方運輸局長 殿

氏 名（氏名又は名称）

植物等伐採等報告書

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日
付け〔文書番号〕をもって許可を受けた植物等の伐採等について、下記のとおり実施しまし
たので、結果を報告します。

記

1 伐採等日時及び実施事項

月 日	時間	実施事項
〇月〇日	9 時～ 1 6 時	下刈り・写真撮影
〇月〇日	9 時～ 1 6 時	伐採・写真撮影
〇月〇日	9 時～ 1 6 時	伐採・写真撮影
〇月〇日	9 時～ 1 5 時	伐採・写真撮影
〇月〇日	9 時～ 1 2 時	写真撮影

2 伐採等の方法

植物等伐採等計画書に従い、伐採、芯止め作業を実施。

3 事故防止対策

植物等伐採等計画書のとおり実施し、無事故で完了。

4 伐採後の措置

- (1) 伐採した植物については、玉切りして現場に残置。
- (2) 植物の補償については、通常生じる損失の範囲内にて、植物の所有者と協議のう
え、清算する予定。

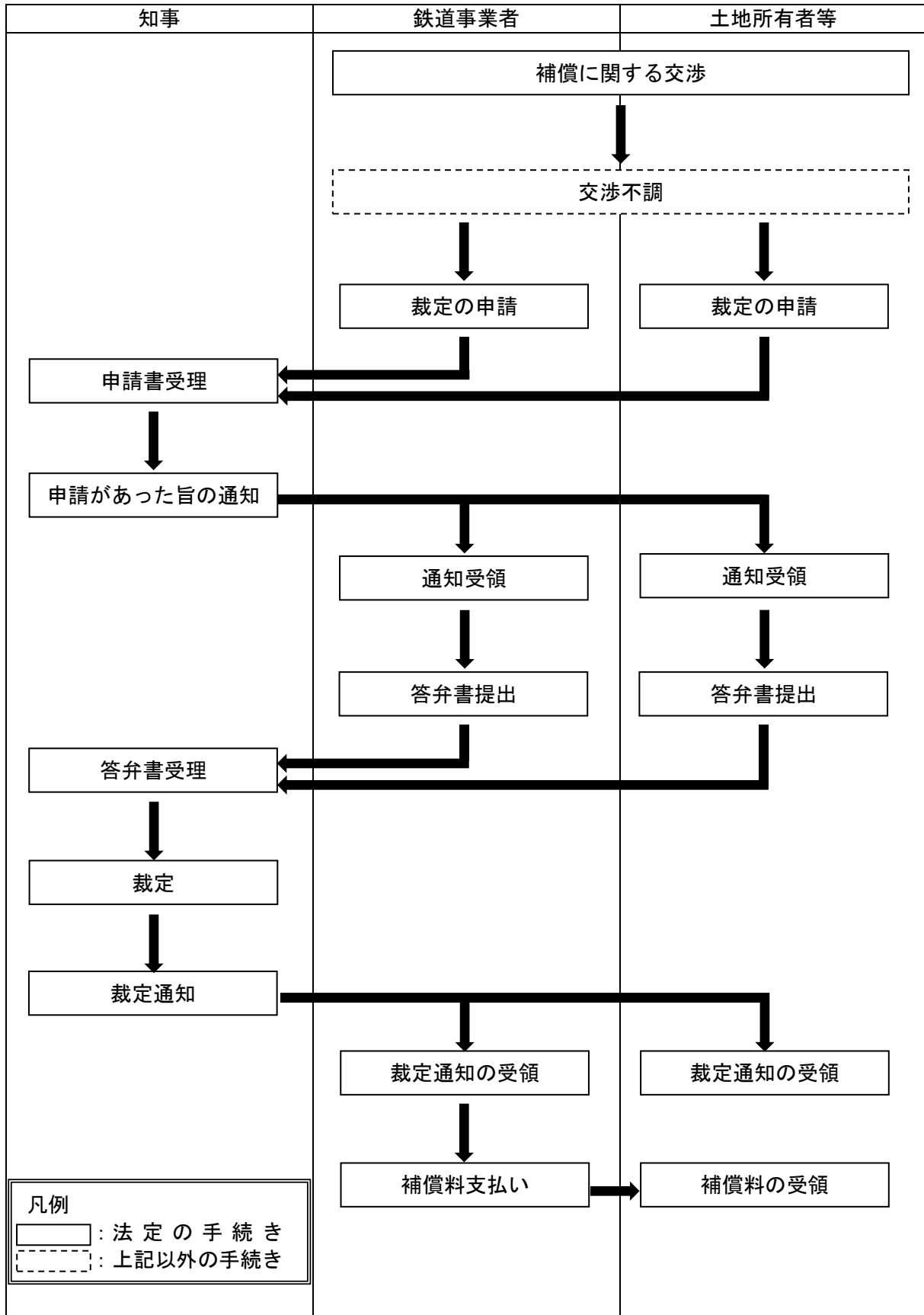
5 その他報告事項

6 添付書類

- (1) 伐採等状況写真（立入り又は一時使用の状況及びその前後の状況が分かる写真）
- (2) 伐採明細書

以 上

【添付資料3-1】補償フロー図



【添付資料 3 - 2】 裁定申請書（例）

裁 定 申 請 書

年 月 日

〇〇知事 殿

住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 3 項において準用する同法第 22 条第 5 項の規定により、次のとおり裁定を申請します。

相手方	住所	〇〇県〇〇市〇〇番
	氏名（名称及び代表者の氏名）	〇〇
裁定を求める事項	<p>補償金の額</p> <p>鉄道事業法第 22 条の 2 第 1 項の規定により、〇〇地方運輸局長の許可を受けて、 年 月 日から 月 日において、植物の伐採を行いました。</p> <p>上記伐採前後に、損失補償の協議を行いましたが、補償金額について両者主張の乖離が大きく協議が成立しないため、裁定を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の主張金額 〇〇万円 ・ 相手方の主張金額 〇〇万円 	

【添付資料 3 - 3】 知事による被裁定申請者への通知書（例）

年 月 日

（土地所有者等） 殿

〇〇知事

通 知 書

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 3 項において準用する同法第 22 条第 5 項の規定により裁定の申請がありましたので、同条第 6 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 申請者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
氏 名 （名称及び代表者の氏名）

2 申請年月日

年 月 日

3 申請内容

申請者が、鉄道事業法第 22 条の 2 第 1 項の規定により〇〇地方運輸局長の許可を受け、年 月 日から 月 日において伐採した植物の損失補償金額について、申請者と被申請者との主張の乖離が大きく協議が成立しないため、裁定が求められたものです。

- ・申請者の主張金額 〇〇万円
- ・被申請者の主張金額 〇〇万円

4 答弁書の提出

補償金額に関し意見がある場合は、答弁書を提出することができます。なお、答弁書の提出期限は 年 月 日とします。

〔 事務担当（担当部課名）
電話番号 〕

以 上

【添付資料 3 - 4】知事による裁定の通知書（例）

年 月 日

（土地所有者等） 殿

〇〇知事

通 知 書

年 月 日付け [発信番号] で〇〇鉄道株式会社から申請のあった鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 22 条の 2 第 3 項において準用する同法第 22 条第 5 項に基づく裁定申請について、同条第 7 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 補償金の額 金〇〇〇〇〇円
内訳は別紙のとおり
- 2 支払の時期 年 月 日まで
- 3 支払の方法 持参払い

以 上